

180日を超える入院期間の療養に関する取り扱いについて

1. 対象病棟

5病棟（一般病棟）

2. 対象となる方

同一の疾病または負傷により、当院および他の医療機関での入院期間を含めて通算180日を超えて入院される患者様。なお、患者様ご自身の希望により継続入院される場合が対象となります。

3. ご負担いただく費用

1日につき 2,596円（税込）

4. 対象外となる患者様

- ・ 厚生労働大臣が定める難病等の患者様
- ・ 重度の意識障害の患者様
- ・ 人工呼吸器を使用している患者様
- ・ 悪性新生物に対する専門的治療を受けている患者様
- ・ その他厚生労働大臣が定める重症患者様

5. 入院期間の確認について

180日の計算には他の医療機関での入院期間も含まれます。過去3か月以内に入院歴がある場合は、入院時にお申し出ください。

6. 退院証明書の提出について

以前の入院時に発行された退院証明書をお持ちの場合はご提出ください。また、入院申出書の提出をお願いしております。

7. お願い

正確な入院歴の確認ができず、後日対象であることが判明した場合には、遡って費用をご負担いただくことがあります。

なお、不明な点は、医事受付までお問い合わせください

令和8年6月
東名古屋病院長